

昭和五十四年九月二十三日 郷土史資料

第九十七回

史跡めぐり資料

(栗橋地区)

静御前の墓

栗橋宿関所跡

(古河地区)

中田の宿場

古河公方館跡

思案橋

越谷市郷土研究会

山崎善司

第九十七回 史跡めぐり案内

日 時 九月二十三日 午前八時 〇分 集合

集 合 越谷駅前 集合 午前八時二十一分発 準急 栃木行

栗橋駅 (東武) 午前八時五十一分着 下車

行 先 静御前の墓 徒歩

栗橋宿場 徒歩

關所役人屋敷 徒歩

栗橋關所跡碑 徒歩

中田宿場 跡碑 徒歩

光了寺 跡碑 徒歩

古河公方跡 古河行二高回り 乗車 湯ノ果返

足利義氏の墓 乗車 昼食

思案橋 古河駅ヨリ境行 乗車 思案橋

場 所 古河駅 (国鉄) 久喜駅乗替 東武線 越谷駅下車

合 費 若干六百元也、但し、昼食は各自持参の事。

静御前の墓碑

静女の墓碑は、埼玉県北葛飾郡栗塚町、国鉄東上線より、一分の所にある。此の碑は、享和三年（一八〇三）三月五日、関東郡代、中川飛騨守英が建立したものに於いて、元此の地には、一本杉と云う老杉一樹有り、高サ十五丈余、周圍二丈二尺余、枝の張、十五間もの大木の杉があり、静女の塚の上に印してして植えられたものと云われている。今杉の木は無いが、静女の墓碑は周圍に石の橋を廻らしてある。墓碑は大正の始め頃、火災にて一本杉が焼失した時の火にて焼ただれて見る影もないが、静女の墓の字と享和三年中川の字が判読出来る。其の他、義経祖魂碑、若宮供養塔碑、静女塚碑等が建つ七、八十坪程の史跡である。

昔時は、島中川辺領伊坂村小名室侍戸と称え、鎌倉海道なりしと云う。此の附近一帯を町付合併以前は、静村（シズカ）伊坂と呼ばれ、静女の死を憐んで名付けられたのが、始まりと云う。

静御前は、京都一の白拍子として名高く、源義経の愛妾であった。義経が兄頼朝に追われて兵庫の藤原秀衡を頼つて落ちていった時、静は其の後に慕つて奥州に向い、下河辺の庄迄で来た筈（今茨城県猿島郡北辺見）、義経が奥州平泉の高館にて空しくなつたと聞き、静御前は悲嘆のあまり剃髪して、義経の後生

を帯おうと都へ引返す途中に、此の地で没したと云う。侍女の琴柱は、此の地に葬り塚の上に杉の一樹を植えて其の印とした。

此の杉は一本杉と云われ、新編武蔵風土記稿にも記載されているが、大正の始め頃、猿元がウロとなつていて、浮浪者の住家となり其処から出火して、八百年もの老樹を灰にしてしまつたとか、今其の後に銀杏が植えられ大木となつて居る。此の近くの古老で今も此の木を知つて居り、此の木の焼け残りの木で作つた蘆草盆を所持していると云う。

◎尚、利根川図説の内に、静御前の墓の所在地に付いて、日光駅程見聞雑記には、伊坂の内室治戸と有り、又新編武蔵風土記稿には、伊坂の内室侍戸とあるは同所の事にて字の異なるもの如く見える。

又共に杉の老樹あり、十五丈余の高さにて云々と多少の違いあるも杉の大木の下に享和三年建立の中川飛騨守造立の墓碑有りと記しているが、又別説に、藤原頼朝には、栗塚の宿より西方、西、五町、高橋村の末松永に、杉の老杉一樹有り、静の塚と言ひ伝うと、中川飛騨守忠英の碑樹下に有りと云う。庄有り考うべしと。静女の墓が二ヶ所に有る如く書いて有るが、侍女の琴柱の塚なりしか一。と利根川図説に記されているが、現在松永の地内には其れらしき地も、又伝承も伝つていない。栗塚町勢要覧によると、伊坂と松永との境界は、静女塚の近くの路一

重にて接している為の間違ひではなからうか？、墓所が二ヶ所にある如くに見えるが、又あるいは静女と琴柱の墓ではないかとの記載があるが、共に杉の老杉大樹あり、関東郡代中川飛騨寺忠英が享和三年に建立した墓碑有りと、其の記載に共通点が見出だせるので、此の二ヶ所説は同一個所のものの記載違ひではないだらうか？。

◎静女の撰次・義経形見の撰剣・守本尊の御子等の遺物を寺宝とする、光了寺と云う寺は、境茨城景古河市中田にある度々の河川の改修と水害により今の処に移ると云うが、元は、栗境の南なる高柳村に在り高柳寺と称えしが、後改宗し、寺名を高了寺と改むと云えり。

静女撰次を蔵するに至るわけは、高柳村に在りて高柳寺と称えし頃、静女を慕り一本の杉を植えて印しとなす、待女琴柱は高柳寺に遷するにより、撰次等の遺物当寺の寄什物とあり置ぬべしとあり其の頃の事情が良く書かれてゐる。

◎静女撰の没年に付いては、義経伝 卷六 義経秘傳の項に、文治元年（一一八五）十一月二日、静御前は捕われて、野山より引へる。其の時、子夜に有り、殿前の命により鎌倉より、義経の御子に付尋問さる、静の子の生れるを見、男子の内に殺される、静の体の回復を待ちて其間八、其にて産を弄わせ

る、静は頼朝に暇乞をして都に帰る、途次、地藤次親家承つて五十騎の勢にて都迄送つた。静は北白川の我家に帰つたが、亡き若君の事が忘れられず、朝洗持仏堂に籠つて仏の御名を唱えていたが、母殿禪師にも打明けず、髪を切つて頭を剃らせた。そして天王寺の麓に粗末な草庵を造つて、禪師と一緒に仏道一途の生活を送つた。静は十九歳にて出家し翌年の秋の暮れに、紫の雲が天上に長く広がると、空中に普賢が現れて阿彌陀如来の来迎の兆が現われ、静は見事に往生の宿願を果たした、禪師も程なく其の後を追ひ往生しけるとかや。

以上が義経記に見える静の末路に就する記述であり、一般に信じられてゐる事柄であるが、栗境に伝はる静女の墓の伝承に係わる真疑について、あながち偽りとして見過す事は出来ない。茨城県遠島郡下辺見村や前林に伝わる静女に関する伝承と地名や傍名等々其の真実を裏付けする静の撰次等の伝承に眼を向ける時、真偽を疑うよりも、其の伝承を尚として元の史跡を尋ねて行きたい。

◎義経記本には、てんりう寺の壁に記とあり行ひすまして二十歳にて、うせける世いえど松風庵の評判には、義経奥州にて自らの由を尋て、静尼になりて、名を、さいしやうと付きて、暫く嵯峨の辺に在りしが、後南都に住みしとなり。又奥州の方へ下りしともいえりとあれば、さる説も有りしなり。

歴史氏名肆兵によれば、京都にて出家して
草庵をむすびしが、其の生死は不明である
とある。

義経記によれば、文治二年（一一八六）の
秋の暮に死んだ事になるが、他の説には、義
経奥州にて自害の由を聞き、尼となる云々、
との説もあり、此の須橋の地にある伝承とも
合せ考察するに、三河平泉の藤原秀實のもと
に居る事を聞き、下向し、關東の下総国総和
行下辺見と云う里迄来た時、義経公の討死
を聞き知り、（大徳と辺見というの境に架か
る橋を思案橋と云う）思案の末引返したとあ
り、（同橋を村前林には静返りと称する在所
有り）此考証によれば、義経公は文治五年
（一一八九）四年閏四月三十日、衣川高館に
て討死と傳要鏡に見えるので、静女は、義経
死より三年後の、文治五年秋に下総国島中川
辺領伊坂村小名宝侍戸にて没したと云う事に
なる。

新編武蔵風土記稿 島中 川辺領

伊坂村 附 待添新田

伊坂村は、江戸より、行程十四里、東北は
小左衛門村、及び栗橋宿、南は間道、松長の
二村、西は、古利根川を渡り対岸北埼玉郡中
新井村なり、東西五町余、南北十町程、天水
の地なり、民戸四十九、村内に古の鎌倉街道
かかれり、外に松長村より栗橋宿への道路あり、爰は、日光御社參詣往還なり、古より御
料所にして今も然り、檢地は元禄八年酒井河
内守糾せり、外に持添の新田は、明和三年伊
奈備前守檢せり。

小名 宝侍戸

静女墳

小名、宝侍戸にあり、此の辺古の鎌倉街
道なりしと云、少しく築上げたる墳にて、
老杉一樹たてり。高サ五丈余、周圍二丈一
尺余、其枝四方に弥蔓する事十五間、前に
静女墳の三字を彫し、石碑あり、享和三年
中川飛騨守忠英造る所なり。相伝う、文治
年中源頼朝の勁氣を蒙りて義経奥州に逃れ
下向の後、其の妾静女、跡を慕ひ当所を過
て、下総国葛飾郡下辺見と云う所迄行たり
しに、義経早奥州にて討れたりと聞て悲嘆
に堪ず、瘞染して後世を弔んとて、夫より
立葵り、下辺見に思案橋、静川など云
地名今に在せり、又当所に来りしか、我
に病て空しくなりしかば、此の地に葬り、

一株の杉を栽て塚とせし由、又下総國中田
高了寺、元当郡高柳村にありし頃、かの
静女の骸を其處に葬りしか、後其の寺を今
の處に移し、寺号をも高了寺と改むと云。
爾に静女が後鳥羽院より賜わりし舞衣、及
び其外の什器縁記等當、彼寺にありと云、
今按に静女終焉の事、古記に所見なし、
寺伝のまま記す。

静女舞衣

中田高了寺蔵なり。此の寺は元更橋の南
なる高柳村に在りて高柳寺と云へる頃、静女
を葬りてより、寺の什物とは差りけるか。

閑宮瑣談 卷一 に云、

武蔵国更橋の道より馬方に入る事、五
五町、高柳村の入りと云ふ所に杉あり。
昔よりして、此の杉を静女の骨を置けり。
近頃中田高了寺の所にてさせりし杉あり、
静女と云ふ、云々。此の説もありと云。

日本書紀 卷三十一 上 三十一 國傳 卷二 云々

静女の事、
静女の事、
静女の事、

鏡経の跡を逐ひて此の所に葬り、奥州高鏡
にて或死すと聞て、我に病て死したるを、
葬りしとなり、其の下に「言ノ言一」とて
小き禿倉あり、杉高サ六丈七尺、張り十五
間、器二丈三尺、今年五月關東郡代平川飛
彈守貨を損して、其の事を石に勒して樹下
に立つとなり、以上。(こは享和三年の事
とぞ、かく二処に同人の墓あるは、其の侍
女琴住の墓なるか、考ふべし)。

静女舞衣縁起 二に云、

然れば、義経公、頼朝公の御勤氣を蒙り
客人となり給ふ。

静は義経公の、思ひ人なれば、鎌倉へ召
され、義経の行方問はせましませども、知
らざる故御暇下さる。静思ふ様、義経公語
要に忍び居咄はむ、幸に是まで下り、空し
く都に帰らむ事無きなり、御行方尋ねむと、
(按に、静が鎌倉に下りしは、文治二年三
月一日にして、義経朝臣高館自是は、同五
年間四月三十日なり。されば静の奥州下り
は此の時の事には非ず)。

義経公本

二に

てんりう寺の鏡に尼とあり、行ひすまし
て二十歳にて、うせける由いへど、松風庵
の静尼には、義経公にて自害の由を記て
静尼になりて、名を、さいしやうとつきて

暫く、道或の辺に在りしが、後南都に住みしとなり。又奥州の方へ下りしともいへりとぞされば、さる説もありしなり。

侍女琴柱を召連、当国下返見と云う里まで下り給ふ。然るに往来の人々口々に、義経公の御尊申しけり。静御なつかしく思ひ、御行方尋ねければ、されば義経公はさる頃、高館にて空しくなり給ふと語りもあへず、静泪に袖をうるおし、実に頼り少き世の有様、是非陸奥迄も尋ね行かむと思ひしに、心を尽して甲斐も無く、浮世に永えは、剃髪染衣の身となりて、義経公の末來御菩提を弔はむと、橋をこへて（即下辺見思案橋）、前林といふ里にかかり、（中略）

それより西に當り伊坂といふ里にかかり給ひしに、いとどさへ秋は物憂き習なりけるに旅の疲と均しく、思わずも空しき世と諸共に野辺の露と消え給ふ。當時に葬りし墓の印に一本の杉を植え置く、今に之を一本杉と云う。此の時、守本尊併に頂戴の舞衣、義経公形見の襖袴、当寺に納まり、常什物と為り畢ぬ。以上が、利根川図誌にある静女碑に係わる被粹である。

「静女塚碑文」

註静女碑文は、明治二十年、岡千刃の撰で巖谷修の書を彫つたもので漢文である。難解である為、越谷市前市長大塚伴鹿氏はを現代文にして読解し易くしたものである。著者は、秩父郡野上町の坂上庄太郎氏である。巖谷修氏は、明治の四大能書家の日下部鳴鶴、巖谷修（一六）、松田雪何、中林吾竹の内の一人である。格調の高い楷書にて拓本は書道の手本としても良いものである。

碑文

栗橋停車場ヲ東へ百歩ニシテ古イ史跡ガアリマス。

静御前ハ、鎌倉ヲ追レタ義経ガ奥州藤原家ニ在ルヲ聞キ一人ノ侍女ヲ伴イ関東ニ向ツテ来タ、此ノ地ニ来リ義経ガ殺害サレタ事ヲ聞キ、落胆ノ余リ自害シテ果テタ。村人ハ静女ヲ憐レト思イ、高柳寺ノ僧侶ニ誦経ヲ請ヒテ厚ク葬マシタ。

高柳寺ハ、後日中田ニ移リ光了寺ト改称シマシタ。光了寺ニハ静女ノ錦ノ舞衣ガ保存サレテイマス。之ハ後鳥羽法皇ノ御前ニ於テ、雨乞ノ舞ヲ舞ツタ時静女ニ下賜サレタモノデス。

此所ニハ非常ニ大キナ杉ノ木ガ在リマシタ
此所ニ於テノ豪農先代柿沼氏ガ、安政年間、此
ノ史跡ガ運滅スル事ヲ恐レテ此ノ地ニ柵ヲ設
ケテ墾シタモノデス。此ノ度一ツノ碑ヲ建立
シテ余（岡千刃）ニ是ノ文ヲ頼ミマシタ。

舞姫トシテ、又人間トシテノ静女ノ事ヲ詩
ニ歌ニ書イテ幼イ者ヤ婦人ニモ判ル様ニシテ
後ノ世ニ伝ヘタク念スル、静女ハ動乱ノ中ニ
アツテモ、遷ク離レテ居テモ義経ノ身ヲ常ニ
案ジテイマシタ。義経ガ世ニ在ル時ハ、統率
シテ大軍中テ、奮戦シタ多クノ勇将ヤ兵士達
モ、義経ガエン罪ニ会イ、一ト度鎌倉ヲ追ハ
レルト、従ウ者ハ僅カニ二十数人デシタ。

芳ノ山ニ於イテ義経トノ逢シイ思イヲ想ヒ
頼朝ノ前モ恐レズ、還補サレル覚悟ヲシテ、
「しずやしず」しずの小田巻くりかえし
昔を今になすよしもがな一

ト舞イナガラ歌ヘバ、居並ブ諸将モ大胆ニシ
テ義経ヲ思フ静ノ心清ニ茫然トシテナス処ヲ
知ラズ、私利ニ至ル者ヲ見聞スル世情ニア
テ、静女ノ、天ヲ思フ勇氣ト果敢ナル態度ハ
世ノ龜鑑ト申セマシヨウ。

今年今日、余ヲ（岡千刃）先了寺ノ客トシ
テ、柿沼氏ノ、静ノ舞女ノ美ナト静女ノ姿
テ舞ツマテアニウ事ニ思イヲ馳セ、従侍ヲ思
ヒ、舞臺ノ曲ヲ唱和シテ相送夫妻ヲシテ顔色
無カラシメタ舞臺ノ説話ヲ記録スルモノデア
リマス。

静女ガ再ニ若ノ山ヲ訪ンタナラ、童ヲ踏ム
橋ニ一河ニ冷タク思スルデアリマシヨウ。著

テ義経ト睦ミシ昔ヲ想イ涙ガ止メドナク出テ
氣モ狂イソウニナルテシヨウ。
其ノ静女ガ今茲ニ永遠ニ眠ル。
時ハ流レテ幾星霜、当時鎌倉ヲ見ツメテイ
タ多クノ英雄ノ靈ハ今地下テ何ヲヤ叫ンテイ
ル事デアロウ。

解 文 越谷市市長 大塚 伴 鹿
著 者 秩父郷野上町 坂 上 庄太郎

栗橋宿

北葛飾郡の北端にあり、利根川右岸の渡船場として、奥羽街道・日光御参道中の内栗橋宿として発達した宿場町である。

奥羽街道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸一宇都宮間は日光御社参道中とも呼ばれ、江戸千住宿から荒川を渡って埼玉県に入ると草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋の六宿が置かれ、房川関所を通って利根川を舟で渡れば下総の中田宿に入る。此の道中は、利根川を(旧)逆上るもので宿駅が整備されたのは慶長七年(一六〇二)前後からされている。参勤交代に、此の街道を利用したのは仙台・会津・盛岡・米沢・津軽の各藩主らを始めとする四十一家で、千住一草加が二里七町、草加一越ヶ谷が二里三十町、越ヶ谷一粕壁が二里二十二町、粕壁一杉戸が一里十八町、杉戸一幸手が一里十八町、幸手一栗橋間が二里二十二町とされている。

慶長年間下総国栗橋の人、池田鴨之助等によつて、関東郡代伊奈備前守忠次指揮下に利根川の付替えて、奥羽街道の宿駅となり、渡船場となつた。対岸の中田関所と栗橋関所の間を「房川の渡し」と呼ばれた。関所は河川敷にあつたが、元和七年(一六二一)利根川改修後、中田の渡しの対岸、房川より移され日光街道(奥羽街道)筋に置かれた。

栗橋宿には一・六市がたち、幸手の二・七、久喜の三・八、騎西の四・九、鷲宮の五・十の市と五ヶ所が一つの交易圏を形成し、大交に賑わつた。栗橋宿の中心部は、中ば利根川の堤防上にあるが、此処は元来治水上の難所に当る為、しばしば洪水に襲われている。伊坂地内の宝治戸沼も其の跡である。

新編武蔵風土記稿

栗橋宿

渡船場

房川渡と云、利根川の渡にて、川の向は下総國中田宿なり。宿内常薫寺は、元栗橋村宝泉寺持の庵にて、法華宗なり、故に法華坊と云、其の坊前の渡なれば坊前渡しの称ありしを何時とはなしに今の字に改むと云、日光御社参の時は、爰に船橋を架し、堤上に御茶屋を構ふ、此処より望めば向は中田の宿駅運り松間より、かすかに粉壁の見ゆるは、古河の城壁なり。又富士、筑波、日光の三山、三方に岐立し、真に一名区なり、其図は後に載す此の川にて産するもの、鯉、鮒、鮓、鱧、さい、いわなの類にて、味ひ最美なり、又南の方に農民往来の渡あり、対岸中田宿に達す、此の渡の事は、寛永八年伊奈半十郎忠治より出せる、利根川通脇渡場の記録にも見えたり。

葛飾郡之十九 島中川辺領

栗橋宿

栗橋宿は、江戸より十四里の行程なり。慶長年中下総国栗橋村の民、池田鴨之助、並木五郎平と云うもの頼ひ、伊奈備前守忠次の指揮により開墾せしが、民家次第に増加し、ついに宿並をなせり、故に下総国の方を栗橋村と云ひ、当所を新栗橋と云う。正保改の国図には、上河辺新田と記し、傍に栗橋町共にと細書し、別に又新栗橋町の名をも載せたり。後一村となりしは、当所次第に繁昌し、何時しか、上河辺新田の名を失ひ、其の地を慨して今の名となりしにや、始め上河辺の唱ありしは、下総国下河辺に對せし名なりしや。当宿は日光御成街道川口宿より第八の宿駅にて、長さ十町余、又千住道よりは、第七の宿駅に当れり、人馬の継立は元和二年より始り、当宿及下総国葛飾郡中田宿にて半月づつ替りて司となり、人馬二十五人二十五匹を定数とし、下総国古河へ二里、当郡幸手宿へ二里三町、其余埼玉郡加須へ三里、同郡鷲宮町へ一里半の人馬を継送れり。

民家四百十九軒、多く街道の左右に櫛比し宿駅諸商をなして生業とす。又一・六の日、市を開き穀物其外諸品を粥高けり。

村の四境、南は小右衛門村、西は伊坂村、北は古利根川を隔てて、埼玉郡中新井村、東

五

は利根川を隔てて、下総國中田宿なり、東西町余、南北二十三町許り、天水の地なり。正保のものは伊奈半十郎代官所とあり、今も御料所なり、檢地は、元禄十年酒井河内守札せり。

高札場 小名 上町にあり。
小名 上町、下町、三ツ俣、船所、鍛冶

町

栗橋関所跡碑

利根川橋畔、上下の通路の真中に、栗橋関所跡の碑が建っている。

かつての関所は今河川敷となった奥羽街道筋に面した処に置かれていたが、其処は房川渡と呼ばれて、元和七年（一六二一）利根川改修後其の後の関所跡（碑のある所）に移されたものである。

其の規模は、面積約六八〇平方米に木柵を囲らし、中に五三平方米の番所が建てられ、四人の番士が二名ずつ、五日交替で、通行手形を検問した。此等の子孫は今も堤防下の本町一丁目に軒を運ね、其の内の足立家には、文書、絵図などを伝えている。新町の常葉寺には、関所破りて処刑された人々を、町の人が弔った「ほうろく地藏」がある。立派な絵馬が所蔵されている。

此の地が渡船場として重要になったのは、文禄五年（一五九六）利根川の水を赤堀川より銚子方面に流した事から始まる。元和七年の河川改修とは、権現堂川を掘削した時の事である。

関所番役人は世襲で代々此の地に居住して居り、今も其の子孫が住っている。

- 足立 十右衛門
- 加藤 木正兵衛
- 富田 定右衛門
- 島田 源次郎

栗橋宿房川渡中田関所の高札

高札 大正十五年二月 国文化財指定

定

一、此の関所番所の前にて往還の輩、笠頭布をぬぐべき事。

一、乗物にて相通る面々、乗物の戸を開くべし、但し女乗物は番の輩、差図致し、女に見せ可通の事。

一、公家、門跡、諸大名参向の時は、前廉に其の沙汰之れ有る可く問之れ改めるに及ば不、自然不審のあるは格別たるべき事。上、此の旨相守る可き者也、仍て執達件の如し。

元和二年十一月 奉行

関所

利根川堤上にあり。其の置かれし年代詳ならず、見張番を構へて往来の旅人を改む、是を房川渡中田関所と唱ふ。往来改めの条目を記せし高札を建、往古の事を伝へず。

関所番人四人あり、是は寛永元年、今の加藤木工兵衛、足立十右衛門、富田定右衛門、島田源次郎の先祖、御抱となり、世々在住して之を勤む、此内後年、外御関所より来りし者も有と云、

中田宿

昔時より、許我の渡とか、古川の渡とか云われる宿場町で、対岸の栗橋側と共に古くから史著に乗る処である。奥羽街道、日光御社参道中の交通の要衝であり、又此の地は洪水の発生之地としても有名にて、關東奥地より流れ来る思川、渡良瀬川、利根川の合流点にして、一度比処の堤防が決壊すると、即江戸が洪水に見舞われるとゆう仕末に悪い場所でもある。家原関東に入部以来、度々の河川改修が行なわれたにも

かわならず、度々の大洪水が発生して居り、最近では、明治四十三年、昭和二十二年の大水害は有名であり共に此の合流点の堤防の決壊によるものである。

中田宿は、元は利根川の河川敷の中にあつたが河川改修により（明治四十三年水害以後）町ぐるみ、今の所に移転したものである。

現在は、四号国道の橋が二重になり、新道に向けて車が走り抜け通過する為、江戸時代から明治大正昭和と繁栄を続けた中田宿も今では忘れられた町となつてしまつた。

特に日光街道宿場以来繁栄の町並も昭和二十五年の赤線廃止により、其の赤き灯が消えたと共に終焉を向えたわけである。今も郭と云われた一郭が良く残され、其の当時の人達の子孫が、転職して居住している。

回 国 准 記

道興準后

古川といふ所にて、舟に乗りて、

こがくれに、うかべる秋の、ひとは舟

さそふあらしを川おさにして、

河舟を こがのわたりの、名波にさしてむ

むかひの 里やとはまし。

中田と云える所にて、始めて富士をながめて、云々。

古くは、足利成氏親臣の古河城に住し、梁

田氏の関宿に在りし頃は、土民郡集の街なるべし、村君、阿佐間を経て、古川中田郡の山に來り給ひ、更に鎌倉より、鳥喰を過ぎて佐野の舟橋の方に行き給へるは、文明十八年の秋なり。

此の地後は、北条家に属せしが、天正十八年小田原落城の後、東照神君に歸し、元和止戈の後、此の処、官渡となれり、當時下野以北に行くに、必由の要路なりと云。

中田 利根川図誌

江戸より日光山併奥羽の官道なり。藤知文東山志 上巻云、中田（古河まで一里十八町民家凡百三十軒余）土井侯封内、寺社 八幡社、香取社

日光駅程見聞雜記 上巻云、中田宿入口東の方に八幡香取兩社合殿あり。往來の鳥居より一町余も入れば社あり。神さびていと尊し昔は川の北に在りしが、瀬替りて今は爰に移すとなり（現在のの中田宿以前には利根川河川敷の中に有った大正二年に今の如くなる。即ち、河川敷にあつた中田宿の八幡社は其れ以前には又別の処にあり、瀬替りにより移したと云う事である）時宗本願寺、真言宗萬福寺浄土真宗円光寺、浄土真宗岩松山聖徳院光了寺（下略按に此の処にてまめ蒸を売る効有り）

回国雜記 上巻に云

中田と云へる所にて、始めて富士を眺めてことのはのみちもおよばぬ富士の嶺をいかで都の人にかたらむ

道興准后

光了寺 浄土真宗 大谷派

岩松山聖徳院光了寺と云う。此の寺元は、对岸の埼玉県北葛飾郡高柳村にあり高柳寺と云ひ、天台宗なりしが、建保年中（一一二一—一一二九）宗祖、親鸞上人に入御ましまし御弟子と為り、西願と法名給はり、浄土真宗光了寺と改号せり、報恩寺の末なり。

宗相西願は後鳥羽院の北面の武士、土岐又太郎国村の次男にして、出家して権大僧都法印円崇と云うと言えり。

其の昔此の寺は栗橋町高柳にあつて、高柳寺といひ、弘仁元年（八一〇—八二二）に弘法大師が創建したと云われる。其れが建保年間になつて、親鸞上人が、越後から常陸に移つて來た時、當時の寺の住職が、上人の弟子とたり、改宗して寺号も浄土真宗嚴格山聖徳院光了寺と号した。

現在は、浄土真宗大谷派の寺院として、親鸞上人の旧跡となつてゐる、寺宝として、木造聖徳太子像や、此の寺が改宗する以前の文治五年静御前が此の寺に帰依してゐる所から、其の旧跡にもなつてゐる。静女が後鳥羽上皇から拝領した「あまり龍の舞衣」、御守本尊を納めた懐中御厨子、義経公形見の懐剣等の寺宝を蔵す。

光了寺の門を入ると右手に、立派な高床式鉄筋コンクリート造りの一宇がある。此の中に以上の寺宝が納められてゐる。

利根川 函 誌 卷三

静女舞衣

中田宿光了寺の蔵なり、此の寺元、栗橋の南なる高柳村に在りて高柳寺と云へる頃、静女を葬りてより、寺の什物とは為りけるか。

静女舞衣縁起に云、

後鳥羽院の御宇、一歳大旱敷して耕草連枝も枯果、国民の愁安からず、貴僧を請じて雨乞執行ましませども、一滴の潤なし、公郷詮議の上、壹百人の舞姫を集め、神泉苑の池にて法桑の舞を舞はせ給ふ。九十九人まで舞はれけれども、その驗なし、百人目に静、舞は

むとせし時、御棧敷御簾の内より、御衣を下さる、乃ち静頂戴して之を著し、舞ひければ車軸の如く雨降りけり。即ち之の舞衣なり。蛙蟻龍の舞衣といふ。
(中略)

それより西に当り、伊坂と云里にかかり給ひしに、いとどさへ秋は物憂き習なりけるに旅の疲と均しく、思わずも定なき世と諸共に野辺の露と消え給ふ。琴柱泪と諸共に、当時に葬りし墓の印に、一本の杉を植え置く、今に此れを一本杉と云。此の時守本尊併に頂戴の舞衣、義経公形見の懐剣、当寺に納まり、常什物と為り畢ぬ。

古河公方館跡

古河公方館跡は、古河市内鴻之巢地内に有る。現在は鴻之巢運動公園として市民のリクレーションの場として親しまれ保存されている。此の地は、広大な城館跡で堀や城跡が、中世の古河公方の盛衰の跡が偲ばれる様な物悲しい面影が良く残されている。

城内徳源院跡地には、義氏・義親の墓があり、県指定史跡として残り、広大な自然の堀の向台地には、古河公方館跡があり、静かな森林の中に、館跡の碑が建っている。其の隣には、茨城県指定文化財の旧中山家屋敷と国指定文化財の飛田家屋敷が原型に忠実に復現されて保存されている。

古河公方館跡は、足利成氏が、康正元年、鎌倉を棄てて古河の地に入った当初に築いた城であったが、長祿元年（一四五七）下河辺行平築城の古河城を取立て移り、以後政氏・高基・晴氏・義氏と交遷するが、其の間古河公方家の別館として使用されていた。

成氏没後の公方家は衰微の一途を辿るわけであるが、二代政氏と子高基との関係が悪化して、政氏は久喜の甘棠院に隠居し、其処にて没し、三代高基の弟義明は千葉の小弓にて小弓公方を称したが、国府台合戦に敗れて討死し、高基の子晴氏は母が梁田の女、弟義氏は母が北条氏康の女である為に争いが起き、氏康に攻められ、晴氏は関宿に引き、代つて

義氏が五代公方となる。晴氏の墓は関宿の觀照山宗英寺にある。北条氏は此処に名実共に關東公方を支配下に置く事となり、永年の宿願が成るが、天正十年義氏没して、女子氏姫一人となる。義氏の墓は館の向いの岡にある徳源院に葬つてある。

義氏が没した時、北条氏の支配にある為、当時九歳だった氏姫（氏女と書）の後見をしたが、同十八年、秀吉により北条氏が滅びると、古河城も同じ運命となったので、秀吉は名家の絶えるのを惜んで、小弓御所左兵衛督義明の嫡男右兵衛門督頼純の息国朝を氏姫に配して、喜連川に四百貫、古河の地に参百貫を給した。以来足利氏喜連川家は、古河と喜連川に居を定めた。

国朝は朝鮮の役で病没したので、氏姫は国朝の弟頼氏に嫁ぎ、義親を生んだ。寛永四年（一六二七）義親が古河の地で没し、同七年頼氏も喜連川に没するに及び、古河は御料所として召上げられた。

かくて成氏が築いて以来、百七十余年にわたつた公方館も廃城と化した。

鴻之巢の徳源院跡の墓地には、足利義氏と義親の墓（県指定史跡）がある。又近くの子安地藏尊（県文化財）は氏姫が鎌倉から勧請して来たものと云う。寄木造で鎌倉期の作とされ、金色に輝く座像で、其の慈悲深い面差しは、悲運の内に滅んだ古河公方の菩提を弔うかの様である。

足利氏系譜 其の一

清和天皇 | 貞純親王 | 經基 | 滿仲 | 賴信 | 賴義 | 義家 |

| 義親 | 為義 | 義朝 | 賴朝 | 賴家 | 一幡 | | | | (源家)

| 実朝

| 義賢 | 義仲 | 義基 | | | | | | (木曾)

| 義国 | 義重 | | | | | | | | | | (新田)

| 義清 | 義実 | 義国 | | | | | | | | (仁木)

| 義房 | | 義季 | | | | | | | | (細川)

| 義康 | 義兼 | 義純 | | | | | | | | (畠山)

| 義氏 | 長氏 | 満氏 | | | | | | | | (吉良)

| 国氏 | | | | | | | | | | (今川)

| 泰氏 | 家氏 | | | | | | | | | | (斯波)

| 義頭 | | | | | | | | | | (渋谷)

| 租義 | | | | | | | | | | (石塔)

| 公深 | | | | | | | | | | (一色)

| 頼氏 | | | | | | | | | | (足利)

| 義胤 | | | | | | | | | | (桃井)

足利氏系譜 其の二

義国 | 足利家 | 義康 | 義兼 | 義氏 | 泰氏 | 頼氏 | 家時 | 貞氏

京都將軍家 | 尊氏 | 義詮 | 義満 | 義持 | 義量 | 義勝 | 義政 | 義晴 | 義輝 | 義昭

| 義維 | 義榮

堀越公方 | 政知 | 義澄 | 義親 | 義植

鎌倉公方家 | 基氏 | 氏満 | 満兼 | 持氏

| 持仲

| 満隆 | 満直 | 満貞 | 満季 | 女子

| 直義 | 直冬

足利氏系譜 其の三

古河公方家
成氏 政氏 高基 晴氏 藤氏 (母梁田の女)
輝氏 (母一色の女)

女子

義久 父共ニ自害

春王丸 殺害

安王丸 殺害

成潤 早世

周助 早世

尊傲 騎西龍興院主?

母氏康の女 喜連川足利家

義氏 氏 姫 秀吉命ニテ国朝ト婚シテ喜連川足利家トシ七百貫ノ地給セラル国朝病死

憲広 後弟頼氏ニ嫁ス五千石、息義親死シ

女子 頼氏又没シ家名廢絶ス

甘棠院主 雲岳

小弓御所 右兵衛督 塩谷惟久の妻
義明 頼淳 女子

左兵衛督 国府台討死

甘棠院主 貞岳 喜連川家足利氏
氏姫ト婚シ足利家継グ 朝鮮役病死ス

基頼 討死

兄後継氏姫ト逆縁 喜連川足利家
頼氏 五千石乍十萬石ノ格式 義親
寛永七年没絶家ス 寛永四年没
世継無キ為廢絶惜

国鉄古河駅より、境行バスにて十分思案橋下車、総和村下辺見という地で、附近に自衛隊古河駐屯所がある。向堀川に掛かる十メートル程のコンクリートの普通の橋である。

橋柱に思案橋と書かれていて、(昔時は土橋)下を流れる向堀川は水量も豊かた流れも早く下流は利根川に合流する。(昔時静川とも呼ばれていた)

此の橋の由来は、遠く鎌倉の頃、此の地は奥羽街道の道筋に当っていた。静御前が奥州に逃れた義経を慕って、陸奥国迄も行かんとて此処迄来たる処、衣川高館にて義経が空しくなつた事を聞き、泪に袖をぬらし、義経の末来を弔らわんと、橋を越えて奥州へ行かむや、止めむやと思案せし所なりと伝ふる橋にて、昔時は土橋であつたと云う。

此の思案橋は奥羽街道に掛りし橋にて、此処より橋を越えて大堤より下河辺の城(古河城)下へと向ふ道と、此の橋より南に四千メートル程の所に前林と云う村有り、尚南に向い赤堀川を渡つて元栗橋城に至る、西に折れて伊坂・新井に至る道が古き奥羽街道筋にて今は、赤堀川は利根川となり、度々の河川改修により今の如くなる。即ち旧街道は無くなり、皆往還は栗橋の房川の渡を渡る事となり前林を通る者は無くなつた。

静御前の通つた道は、思案橋より南へ前林と云村を通り、赤堀川の堤を東へ六百メートル

ルの所、静返りと云地名有り、其処には「結柳」と云う大きな柳木有り、此れは静御前が道に迷ひ此処で食事を取る時、柳の枝にて箸とし之を土に立てたるが、根付きたる柳と云われる。今利根川改修により其の姿なし。

思案橋下の川は、静川とも云われたが、此の川の水は、宝曆の頃、古河の弘法大師の加治水であるとして、萬病に功有りとす此の水に浴すると云、此処に参詣する者群をなして集まつた事があると、附近に弘法大師の像が安置してある。

静女舞衣縁起

(前略) 静女、侍女琴柱を召連、当国下辺見と云ふ里迄下り給ふ。然るに往來の人々、口々に義経公の噂申しけり、静御、懐かしく思ひ、御行方尋ねければ、されば義経公は去る頃、高館にて空しくなり給ふと語りもあへず、静泪に袖をうるほし、実に頼り少き世の有様、是非陸奥迄も尋ね行かむと思ひしに、心を尽しし甲斐も無く、浮世に永らへば、剃髪染衣の身となりて、義経公の末来御菩提を弔はんと、橋を越て、前林と云ふ里に掛り、(中略) 自分手元の柳を引結び、迷ひし道の印と為し、都の方に向け給ふ。此処を静返と云ふ。当寺(高柳寺)三十町東に前林と云所在り、柳の枝を迷ひし道の印と為し柳を「結柳」と云有り。其より西に当り伊坂と云里に

かかり給ひしに云々。昔古の鎌倉街道は、下
辺見・前林・伊坂を通過したと思われ。

利根川図誌 には

中古鎌倉より奥州に行かむとて、此辺を過
ぎし事疑なし、上古の奥州道は、木曾路を経
て上州大胡に掛り、花輪深入吉崎ヶ原の時を
越え、終に高原峠を経ひ奥州会津に入りしな
らむと、押原推移録中にあるはざる事にて、
之の道とは固より異なり、許多の人經過せし
中に、遺物の有るは、中田光了寺に蔵せる静
女の舞衣なり。(静女は此辺なる下辺見より
前林を経て伊坂にて卒せける由、静女舞衣縁
起に見えたり。)

日本後紀

日本後紀、延暦二十四年冬十月庚申。堯下
總管因播郡島取駅、埴生郡山方駅、香取郡真
敷駅・荒海駅以不夏也。

浮島駅、今武蔵國(古下総國)葛飾郡栗橋
宿ノ近地ニ有リシ駅ナルベシ、今ノ栗橋宿ハ
浮島ノ移レルナルベシ、ソハ今モ栗橋宿ヨリ
西ノ方ヲ島中領ト唱ルモ、浮島駅ノ名残ナル
ベシ。

下総國旧事考 四

新居郷、新井村ナルベシ、傍近ニ中新井・

下新井・新井・本郷等アリ、此此三村今ハ埴
玉郡ニ屬スレド、旧ハ葛西ノ地ニテ、本郷ト
云ハ、新居ノ本郷ト云事ナルベシ、且此地方
ノ惣称ヲ島中領ト云ハ、浮島ノ名残りテ、今
栗橋宿ハ、式ノ浮島駅ノ移レルモノト思ハル
萬葉集ノ許我ノ渡モ、即古河ノ渡リニテ今房
川中田ノ渡ナルベシ、註、萬葉集十二、草陰
之、荒居之崎乃、笠島平、見乍可君之、山道
越良無、路解ニ、今武蔵國橋樹郡ニ、アライ
ト云地有リ、入江ニ近クシテ崎トモ云ベシ、
此処ニヤ、サレド笠島ト云ベキ所無、猶能考
フベシトアリ。此ハ武蔵ノアライニテハ無
此処ノ事ナルニヤ、浮島ノ笠ニ似タルヲ詠セ
シナランカ、前ニ云如ク、新居ハ浮島駅許我
ノ渡ナドニ添ヘル地ニテ、京人モシハシハ往
來セシ地ナレバ、此歌モ有リシナラン。

下総國旧事考 卷十二

回國雜記 道與准后

駅家考

統日本書記 二十九 六丁、神護景雲二年
三月乙巳一日、下総國井上、浮島、河曲三駅
武蔵國、乘船、豊島二駅、承山海路、使命
繁多。乞準中路。驛馬十匹。奉勅依奏。